

(旅行会社) 豪雨被災地域観光需要回復送客促進事業 よくある質問

No.	質問	回答
1	参加申込の期限が8/21(水)までとなっておりますが、期限を過ぎた場合は、申し込みは一切できないのでしょうか。	一旦の募集期限として、8/21(水)の期限を設けておりますが、8/21(水)以降も随時受付を行っております。ただし、申込状況によっては新規の受付ができない場合もございますので、まずは事務局までご連絡ください。
2	参加登録後、販売を行う前に必要な手続はありますか。	助成を受けようとする旅行商品については、必ず事前申請が必要になります。対象商品確認申請書(様式第4号)などの必要書類をご提出いただき、事務局の確認・承認を受けたくて販売をお願いいたします。その他販売時の要件等もございますので、マニュアル及び実施要項をご確認ください。
3	既存の旅行商品であっても、助成の対象となりますか。	既存の旅行商品であっても対象となりますが、Q2のとおり、必ず事前の申請及び事務局の確認・承認等の要件を満たしたうえで販売を行ってください。
4	既存予約は対象外とのことですが、既存のパンフレット商品に本事業の助成対象である旨等を追記し、販売した場合は、8/23(金)以降の予約された分については助成対象という認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。ただし、既存のパンフレットにおいても事務局にて商品の事前チェックを行いますので、対象商品確認申請書(様式第4号)及び旅行内容のわかる書類をご提出いただき、事務局の確認・承認を受けたくて販売をお願いいたします。
5	対象商品確認申請書(様式第4号)は、いつ提出するのでしょうか。また、様式書類はどこから入手できますか。	対象商品確認申請書(様式第4号)は参加登録が決定したのちにご提出をお願いいたします。また、様式書類については、登録決定通知の際に合わせて、お送りいたします。
6	日帰りバスツアーを実施予定ですが、バス1台あたりに多くに人が乗車すると、5万円を例えば40名で分けて割引する必要あり、割引額がかなり少なくなるがどのようにすればよいか。	本事業は利用者支援ではないため、利用者への割引金額(可否含めて)は各事業者の任意となりますので、こちらを踏まえたうえで、利用者への割引をご検討ください。
7	参加申込について、支店単位で行いたいのですが、可能でしょうか。	原則、会社単位でまとめて参加申込をお願いしておりますが、難しい場合は、個別に事務局までご相談ください。
8	実施要項9(1)ケについて、「本事業の対象であることを明示するとともに、①助成前後の価格、②助成金が助成対象商品の一部として、登録事業者に直接支払われること、③取消料は「助成前」の代金を算出基準とすることを明示すること。」とありますが、募集パンフレット等にすべて記載をする必要はありますか。	9/4(水)に実施要項を下記の通り改訂いたしました。「助成対象商品の販売に当たっては、本事業の対象であること及び助成金が登録事業者に直接支払われることを明示するとともに、割引前後の価格を表示する場合は、取消料は「割引前」の代金を算出基準とすることを明示すること。」つきましては、募集パンフレット等に本事業の正式名称「豪雨被災地域観光需要回復送客促進事業」及び助成金が利用者ではなく登録事業者に直接支払われることを必ず記載してください。また、割引前後の価格表示については、各事業者判断といたしますので、表示される場合は、必ず「取消料は「割引前」の代金を算出基準とすること」を記載してください。
9	対象商品確認申請書(様式第4号)の(1)事業実施主体(自治体名)および(2)事業名は何を記入すればよいのでしょうか。	対象商品確認申請書(様式第4号)にも記載のとおり、本事業とは別の類似事業と併用する場合、併用しようとする事業を実施している自治体等の名称及び事業名(概要含む)をご記入ください。なお、類似事業との併用がない場合は、記入の必要はありません。
10	対象商品確認申請書(様式第4号)は旅行催行のいつまでに提出する必要がありますか。	旅行商品の申請数にもよりますが、不備等なければ1営業日で承認いたします。(土日祝・年末年始を除く)ただし、書類の不足・不備等の可能性がありますので、お早めにご提出をお願いいたします。
11	実施報告の際の提出書類で「入金の確認ができる書類」は各個人ごとの請求書や領収証が必要なのでしょうか。	利用者全ての入金が確認できれば、一覧表の提出でも問題ございません。ただし、各個人ごとの請求書や領収証は証拠書類となりますので、助成金の交付を受けた年度の翌年度(令和7年度)から5年間(令和11年度まで)の保管をお願いいたします。
12	助成金上限額(販売枠)の追加をお願いしたいのですが、手続き方法を教えてください。	販売枠の追加の可否について、予算の執行状況等を踏まえて検討が必要になりますので、まずは事務局までご連絡ください。

(旅行会社) 豪雨被災地域観光需要回復送客促進事業 その他質問

No.	質問	回答
1	宿泊は豪雨被災地域外ですが、豪雨被災地域内の観光地を目的地として1か所以上設定した場合、観光バスの日帰り旅行の助成対象となるのでしょうか。	ご認識のとおり、豪雨被災地域内の観光地を目的地として1か所以上設定している場合は、観光バスの日帰り旅行の助成対象となります。
2	例えば2泊3日の旅行の場合、2日間にわたって豪雨被災地域内の観光地を目的地と設定した場合は、日帰り2回分の観光バスの助成となりますでしょうか。	観光バスは1旅程あたり1台の助成となりますので、今回の場合、観光バスの日帰り1回分の助成となります。
3	タクシー、レンタカーも対象ということで、フリープラン等で商品に組み込む場合、旅行会社からタクシー・レンタカー事業者へ依頼が殺到し、混乱を招く可能性があります。熊本県や事務局にて事前に各事業者への事業の連絡や案内等を行う予定でしょうか。	今回の事業は、タクシー・レンタカー会社への直接助成もございますので、各事業者へは事務局より事業内容を丁寧にご案内させていただきます。
4	商品にタクシー・レンタカーを組み込む場合、事業に参画しているタクシー・レンタカー事業者のみが助成対象となるのでしょうか。	旅行会社の商品においては、タクシー・レンタカー会社の事業への参画の有無を問わず、助成対象商品として造成いただいで問題ございません。
5	対象期間は令和6年8月23日(出発)から令和7年1月31日(帰着)で、既存予約は原則対象外とありますが、8月23日以降の予約を有効とするのか、交付決定日以降の予約を有効とするのか、また「原則対象外」の具体的な内容をご教示ください。	対象期間(8/23(金))以前の予約は助成対象外となります。予約日が基準でございます。ただし、マニュアル等に記載とおり、受注型企画旅行においては、旅行申込が対象期間以前の場合でも、利用者への最終確定書面(最終行程表や見積書)の交付日が対象期間内であれば、助成の対象といたします。対象外例:既存の募集型パンフレットを今回の事業の助成対象であることを明記して販売をした場合、8/21(水)に予約を行った旅行者は、旅行内容は同じであったとしても、対象期間以前に予約をおこなっているため、助成対象外となります。
6	「宿泊旅行の場合は、豪雨被災地域内に宿泊することとし、日帰り旅行の場合は目的地を豪雨被災地域内とした旅行商品とすること。トイレ休憩立ち寄りも、目的地とはみなさない」とありますが、宿泊旅行・日帰り旅行とも発地、入域手段は問わないということでしょうか。	ご認識のとおり、観光バスの助成要件を満たしていれば、発着地・入域方法は問いません。
7	助成金は、課税対象外でよろしいでしょうか。	資産の譲渡等の対価に当たらないため、消費税は不課税となります(国税庁ホームページより)。詳しくは、税理士や税務署にお尋ねください。
8	八代花火大会を目的地と設定したいのですが、問題はないでしょうか。	八代花火大会を目的地として設定いただいで問題ございません。
9	豪雨被災地域内の登山やフットパスは目的地として問題ないでしょうか。また、道の駅も問題はないでしょうか。	いずれにおいても目的地として設定いただいで問題ございません。ただし、道の駅において、単なる休憩とならないように、ご注意ください。